〇 主文

一 原告らの本件訴えを却下する。

上 訴訟費用は、原告らの負担とする。

〇 事実

第一 当事者の申立

- 原告ら

被告は、原告らに対し、建設大臣が昭和五一年九月二八日付けで認可し、同月三〇日付け建設省告示第一三二三号により公示した「徳山ダム建設事業に関する事業実施計画」に基づく徳山ダム建設の一切の行為をしてはならない。

訴訟費用は、被告の負担とする。

二 被告

原告らの請求を棄却する。

訴訟費用は、原告らの負担とする。

第二 請求原因

一 当事者

原告Aは、岐阜県揖斐郡<地名略>に別紙物件目録一記載の土地を所有し、妻子孫五人とともに肩書住所地に居住して飲食業を営み、原告Bは、同村内に別紙物件目録二記載の家屋を賃借し、妻子三人とともに肩書住所地に居住して農業を営み、原告Cは、同村内に別紙物件目録三記載の土地を所有し、妻子三人とともに肩書住所地に居住して農業を営む者である。

被告は、水資源開発公団法により設立され、水資源開発促進法の規定による水資源 開発基本計画に基づく水資源の開発または利用のための事業を実施し、これらにより国民経済の成長と国民生活の向上に寄与することを目的とする公団である。

ニ 徳山ダム建設計画

三 原告らの権利の侵害(訴の利益)

右ダムの建設事業により、原告らは、つぎのような回復しがたい権利の侵害を被る。

· (一) 環境権、人格権の侵害。

環境権は、人間が生活環境を享受し、かつ、これを支配しうる権利であり、環境権の実定法上の根拠は、憲法一三条の幸福追求権、同法二五条の生存権の両規定に求めることができるし、また環境破壊の悲観的現状から私法的環境権なしでは、終局的に人間の生存を守れないという危機意識が現存し、これが権利の裏付けであつて、明文の根拠がなくとも、社会的意識の承認によつて権利は生成するものであり、本件におけるその具体的内容は、つぎのとおりである。(1) 自然環境

(1) 自然環境 現に原告らが享受している<地名略>の恵まれた自然動植物・景観などを指す。すなわち、<地名略>は、東経一三六度二分、北緯三五度四〇分、海抜三二〇メートル(村役場の位置)に位置し、揖斐川最上流部にあり、揖斐川本流・支流に沿つて八部落が点在している。すなわち、本流の下から、下聞田、徳山(本郷)、上開田(支流との分岐点にある)、山手、櫨原、塚があり、支流(戸入川)に沿つては、戸入、門入とがあつて、同村の総面積は二万五三五六へクタールで、その九九%が山林であり、残りが農地・宅地である。<地名略>の植物群落は、大きくは落葉広葉樹であるが、常緑針葉樹を主体とした群落としては槍を主としたものがあるが、 各部落の神社にある木は、殆んど大木となつており、保存したい木ばかりである。特に、下開田の春日神社には樹周八・五メートルや六・八メートルの杉の大木があり、塚の白山神社には栃の木で七メートル、四メートル他に三本、他に杉、桂、欅があるし、櫨原では白山神社に杉五・五メートル二本、他に二~三メートル四本があり、山手の加茂神社には杉五・八メートル、五・五メートルの大木がある。また、野獣類は、熊、日本猿、兎、かも鹿、猪、狸、狐、いたち、てん、穴熊などが棲息し、魚類としては、あゆ、あまご、いわな、にじますなどの渓流魚が多い。(2) 社会環境

〈地名略〉では、農耕、わさびや椎葺の裁培、林業などが行なわれており、原告らは永年〈地名略〉で生活を営んできたが、これは各種の社会施設や社会的組織に負うところが多大である。すなわち、大正七年には、徳山村農業協同組合の前身である徳山信用購買組合が設置され、林業については林業組合が、漁業については漁業組合がそれぞれ設置されており、林業、漁業の資源の保護、増産に当つている。また、〈地名略〉の診療所は明治二四年開設され、昭和二三年に国保診療所となつて今日に至つており、その他、消防団組織、保育所、駐在所、児童館、老人クラブ、小中学校などの各種施設がある。

(3) 文化環境

く地名略>の人々が住み始めたとされる縄文中期末(約四千年前の宮が原縄文遺跡)以来、原告らが祖先から受け継ぎ子孫に伝えるべき文化・遺産を指す。すなわち、〈地名略〉の人々は、正月、春夏秋冬の各行事、衣食住についての独特の生活の知恵、村人どおしの相互扶助、民族芸能、民謡、伝説、昔話など独特の習俗を祖先から受け継いでいる。

(4) 原告らは、以上(1)ないし(3)の環境の中で生活を営んでいるが、徳山ダム建設により<地名略>が水没するとき、これらの環境は全て破壊喪失される。

(二) 財産権の侵害。

原告らは、前記のとおり、く地名略>内に土地家屋を所有または賃借しているが、本件ダム建設により、それらが水没し、以上の財産権を喪失するところ、これに対する被告の提示する損失補償基準は低い上に加えて、被告は、後記四のとおり、水特法八条所定のダム建設により生活の基礎を失う者に対する生活再建のためのあせん等の適切な措置を講ずべき義務があり、右あつせん行為は憲法二九条三項にいう正当な補償に含まれるというべきところ、被告は右あつせんの措置すら講じようとしない。かくては、原告らの生活再建は不可能であり、結局は憲法二九条で保障された正当な補償なくして原告らの財産権が喪失される結果となり、回復しがたい損害を被ることになる。

四 徳山ダム建設の違法性

(一) 被告の前記徳山ダム建設行為は、行政庁の公権力の行使に当る行為に該当するというべきところ、被告の徳山ダム建設行為は、つぎのとおり違法なものであって、許されない。

(1) 水特法違反

下、大人、「関係行政人」」 「関係行政人」」 「関係行政人」」 「関係行政人」」 「関係行政人」」 「関係行政人」」 「関係行政人」」 「関係行者として、 大力、として、 の大力、といるときは、 でのあるといる。という。 でのあるといる。という。 でのおいる。という。 でのおいる。という。 でのおいる。という。 でのおいる。という。 でのおいる。 でのは、 でのおいる。 でのは、 八条によれば、では、 、徳山ダムの建設主体であるとととが、 、同法二、条条号によい、 、同法二、条条といい、 、一、大学には、 、高では、 、高では、 、高では、 、高では、 、高では、 、高では、 、高では、 、高では、 、でが、 、の建設に伴いのの には、 、の建設に作りのの には、 、では、 、では、 、では、 、では、 、では、 のには、 、では、 、、、、、ももの、 、では、 、、、、 、では、 、では、

(憲法二人条違産と関する。) (憲法二人条違産を保障したが、会ににおいうをを持って、会に、 (憲法二人教育財をといる。) (憲法二人教育財をといる。 (憲法二人教育財をといる。との特法、においう生活をは、 (のの大きに思えて、 (のの大きに思えて、 (のの大きにに悪いりにおいう生活をできる。 (の大きに思えて、 (の大きに思えて、 (の大きに思えて、 (の大きに思えて、 (の大きに思えて、 (の大きに思えて、 (の大きに思えて、 (の大きにに思えな、 (の大きには、)の大きには、 (の大きには、 (の大きには、 (の大きには、)のため、 (の大きには、 (の大きには、)のため、 (の大きには、)のため、 (の大きには、)のため、 (の大きには、)のとして、 (の大きには、)のとして、 (の大きには、)のとして、 (の大きには、)のとして、 (の大きには、)のとして、 (の大きには、)のと、 (の大き

第三 請求原因に対する認否

一 請求原因一の事実は認める。

ニ 詩求原因二の事実は認める。

三 請求原因三の事実は争う(ただし、三の(二)のうち、原告らの土地家屋の所有及び賃借関係は認める。)。

四 請求原因四の事実中、原告らから、昭和四九年六月一六日原告ら主張のとおり、徳山村徳山ダム対策委員会及び岐阜県を経由して、被告に対し、「徳山ダム実施調査に関する申入書」と題する文書の提出がなされたこと(ただし、右申入よる中入れは、単なる一般的要望であつて、水特法八条の規定に基づと申出である。)、右申入れに対し、被告が、昭和五二年三月二三日徳山ダム建設所長はでいて、〈地名略〉内での集落再編成の措置について必要がないむねを表明したを表記がある。なお、〈地名略〉地内での集落再編成は事実上不可能であると今後ともは認める。なお、〈地名略〉地内での集落連ずる者があれば、その者と自らにおいるのであって〈地名略〉を表記しているのであって、被告が水特法八条の義務を放てきしたものではない。請求原

因四のその余の事実及び原告らの見解は、すべて争う。 第四 被告の主張

ー 水特法八条違反の主張について

水特法は、「ダム又は湖沼水位調節施設の建設によりその基礎条件が著し く変化する地域について、生活環境、産業基盤等を整備し、あわせて湖沼の水質を 保全するため、水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講 ずることにより関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もつてダム及び湖沼水 位調節施設の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的」 (同法一条) としているが、このような立法趣旨のもとに、同法においては、指定 ダム等の建設により水源地域が受ける影響を緩和するため、水源地域整備計画の策 定(四条、五条)と右計画に基づく整備事業の実施(六条、七条)を規定しており、一方で指定ダム等の建設に伴い生活の基礎を失うこととなる者のための生活再 建措置のあつせんについて規定している(八条)。同法八条の規定する生活再建措 置のあつせんは、ダム建設により生活基盤を失う個々の者に対しその具体的な事情に応じてなされるべきもので、各号列記の諸措置(特に三号、四号)の内容からも 窺われるように、その性質上ダム建設自体の進捗状況とは別個に切り離して考慮さ れるべきものである。右のような趣旨は、水特法が可決された第七一回国会の参議 院建設委員会において、全会一致で決議された附帯決議からも窺い知ることができ る。すなわち、同決議はその二項において、「ダム等の建設により、水源地域がう ける影響をすみやかに緩和するため、整備事業は原則としてダム等の建設が完了す るまでに完成するよう十分に配慮すること」としているのに対し、その三項においては、「ダム等を建設する者は、事業の実施にあたり、極力、任意の協議による土地取得等に努め、強制的措置は避け、ダム等の建設により生活の基盤を失うことと なる者と、その生活再建の対策について積極的に協議し、適切な措置を講ずるこ としているのであつて、右決議の内容からも明らかなように整備計画に基づく 整備事業は原則としてダム等の建設が完了するまでに完成するよう配慮すべきであ るのに対し、水特法八条による生活再建措置のあつせんについては右のようにダム 等の建設が完了するまでに終了することまでは予定されていないものというべきで ある。そして、当然のことながら、法令上も、生活再建の措置についてのあつせんがダム建設工事の事前の措置として規定されているものでないことはもちろん、これをなすべき時期についてもダム建設工事の開始若しくはダムの完成までになされ なければならないという制限は一切設けられていない。すなわち、水特法は、個人 の具体的事情に応じて場合によつては長期にわたりなされるべき生活再建措置のあ つせん努力のいかんをもつて、公共の利害に係るダム建設そのものを許さないとす ることを予定していないものというべきである。かえつて、水特法八条所定の生活 再建措置のあつせんは、ダムを建設することを前提としてなされるものであり、ダム建設の進捗状況とは別個の場面において関係機関がなすものであるから、ダム建 設工事自体を差し止めるまでもなく、原告らの生活再建を図りその利益を保護して いくことは十分可能である。以上を要するに、水特法八条に定める生活再建措置の あつせんとダム建設それ自体とは別個の問題であつて、原告らが主張するように水 特法八条を根拠にしてダム建設工事自体の差止めを請求することはできないという べきである。

さらに、水特法八条所定の義務は、関係行政機関の長、関係地方公共団体 及び指定ダム等を建設する者等に対する行政的な責務を定めたものであつて、法律 上の義務ではなく、その義務違反をもつてその違法を訴求し、あるいはダム建設の 差止めを求めることはできない。そもそも生活再建措置は、同条各号に列挙のとおり、土地の取得から職業訓練、さらには移住先の環境整備に至るまで広範囲かつ多 岐にわたる内容を有するものであり、水特法八条で義務が課されている行為の対象 は、具体的な法律上の義務にはなじまない包括的なものといわざるを得ない。また、その内容が多岐であることは、「あつせん」という行為についても同様であつて、何をもつてあつせんというのか一義的に解することは困難であり、このような 行為が法律上の義務とするに適しないことは明らかである。さらに、生活再建措置 のあつせんは、生活の基礎を失うこととなる者の申出に基づき行うものであるが、 申出があつたからといつて、直ちにこれをそのまま履践できるものではない。その 申出の内容がそれ自体客観的に不可能である場合はもちろんのこと、たとえ申出の あつた行為そのものは必ずしも不可能とはいえなくても、それによつては生活再建 が困難と判断される場合にまでそのあつせんをすべきものとはいえないからである。水特法が関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もつてダム等の建設を促 進することを目的としている以上、生活再建措置のあつせんを行う者が、その者の 申出の内容が住民の福祉にかなうものでないと判断したときは、関係住民にその趣 旨を徹底させ、他のより良き代替案を示す等して、その福祉を図るは格別、前記の ような申出に拘束されることを法は予定していないものというべきである。たとえば、原告らは、本訴において門入地区での生活再建を希望する旨述べているが、仮 に従前このような申出があり、門入地区での土地の取得のあつせんそのものが可能 であるとしても、行政機関、公的サービス機関の集中する本郷地区をはじめ門人地 区を除く全村が水没するく地名略>の、しかも隣接市町村と離れた門入地区におい て、原告ら三名のみが残存して生活再建措置を行うことは事実上不可能であり、法 がこのような申出の内容を履践することまで義務づけているものとはとうてい考え られない。しかも、「あつせん」は、事柄の性質上第三者の介在を予定し、 間(関係住民と第三者)の合意の如何によつてその成否が決せられるにもかかわら ず、「あつせん」だけを取り出して法律上の義務と解するのは右の理に反するものであり、首肯しがたいものがある。これに加うるに、もともと水特法八条に定める生活再建措置は、前述したとおり広範囲かつ多岐にわたる内容を有するものである。 上、その性質からしても単に一関係機関のみの努力では、自ら限界があり、その目 的を達し難い面もあるところから、同条では、あつせん努力義務の主体を関係行政 機関の長、関係地方公共団体及び指定ダム等を建設する者等関係住民の生活再建の ため尽力しうる立場のすべての機関とし しかもこれらの関係機関が協力して努力すべき旨を定めているのであつて、このように、あつせん努力義務を複数関係機関の相互協力に委ねていることからしても、 右義務は、もともと法律上の義務にはなじまない性質を有するものである。以上要

するに、水特法八条所定の義務は、その主体、対象等あらゆる点において、法律上 の義務にはなじまないものである。

水特法八条の右のような解釈は、また、法体系にも反しない。原告らは、 生活再建措置のあつせんは、憲法二九条三項にいう正当な補償の内容に該当すると 主張するが、補償と生活再建措置のあつせんとは自ら別個のものである。すなわ ち、ダム建設に伴い生活の基礎を失うこととなる者についても、公共用地の取得に伴う損失補償の根本原則に基づき、これが行政救済措置の根本は、あくまでも財産 権の保障に由来する財産的損失に対する補償、なかんずくその基本は金銭補償(土 地収用法七〇条参照)であつて、立法論としては格別、現行の補償体系のもとにお いては、本来これをもつて足りるところ、これのみでは、財産権上の損失以外の社 会的摩擦、生活上の不安も考えられるため、これらを緩和ないし軽減するため、財産権の保障とは別に水特法八条において、生活再建措置のあつせん規定を定めたものであり、要するに右規定は関係住民の福祉、サービスのため、補償とは別個に、これを補完する意味において採られる行政措置であるというべきである。水特法八条が法律上の義務を規定したものでないことは、その法形式からみても明られてある。 る。すなわち、同条は、前述のように生活再建措置のあつせんが必ずしも申出のと おりには履践しがたいこと、あつせんという行為は、その成否の不確実性を内包す るものであることに鑑み、「あつせんに努めるものとする。」と規定し、その義務 の限界をあつせんの努力義務にとどめているのである。右のような解釈は、水特法 八条類似の規定、というよりその規定のもととなつた他の法令の条項の解釈とも矛

盾するものではない。公共事業の施行に伴う生活再建措置を規定している立法例は、国土開発幹線自動車道建設法九条、公共用地の取得に関する特別措置法四生条、都市計画法七四条一琵琶湖総合開発特別措置法七条があるが、これらは財産の損失以外の社会的摩擦の緩和のための措置について規定したものと解されてより、その規定の性質は倫理規定とも説明されているのであつて、立法過程における国会の審議においても訓示規定であること、また、その義務には努力義務としており、法律上の義務ではないことを前提として審議されている。水特法により、これらの法条をもとに規定されたものであり、根本においてその趣旨をいるものである以上、その解釈もこれらの法条の解釈と異なるものではないようであり、現に水特法の立法過程における国会の審議においても、これを前提するであり、現に水特法の立法過程における国会の審議においても、これを削して審議されており、この点においても同条は法律上の義務を規定したものと解することはできない。

(五) 以上のとおりであつて、水特法八条所定の生活再建措置のあつせん努力義務は、行政上の責務を定めたものとはいい得ても、これを法律上の義務と解することは困難であるというべく、したがつて、右義務が法律上の義務であることを前提とする原告らの主張は、その余の点につき検討を加えるまでもなく、理由のないことが明らかである。

ニ 憲法二九条違反の主張について

水特法八条に基づく生活再建措置のあつせんは、前記のとおり財産権の補償によってカバーできない部分について補完的に行なわれるものであつて、補償そのもとは別個のものである。そしてまた、水特法八条による生活再建措置のあつせんを、いわゆる事前手続、あるいはダム建設事業の前提としての手続としてとらえることもできない。すなわち、告知、聴聞等のいわゆる事前手続は、それが法定されている場合には、ある行政処分等を行うに当たつて文字どおり事前の手続としてなされなければならず、その手続の欠缺は処分自体の瑕疵となる場合もあるのに対し、なければならず、その手続の欠缺は処分自体の瑕疵となる場合もあるのに対し、別個に述べたとおり、水特法八条の生活再建措置のあつせんとダム建設自体とは別個に考慮されるべきものであり、時期的関連もない以上、憲法二九条違反ということもあり得ない。

環境権、人格権の侵害を理由とする差止め請求について 原告らの環境権、人格権侵害についての主張は、環境権の法的権利性を論ずるまで もなく、本件ダム建設工事の違法事由とはなり得ない。すなわち、行政処分等が違 法であるというためには、単にその環境等が処分によつて影響を受けるというだけ ではなく、その処分等が法の定める要件や手続に違反して客観的に違法性を帯びる に至つたものでなければならないのであつて、かりに環境権が法的な権利として認 められるとしても、単なる環境権等の侵害の主張はそれ自体理由がない。しかも、 ダムの建設により、その水源地域がその生活環境等の基礎条件に多かれ少かれ影響 を受けるのは当然のことであり、原告らのいう環境権等の侵害とは、徳山ダムの水源地域である<地名略>の生活環境等についてのダム建設に伴うこの当然の変化に尽きるのである。またかりに、水源地域の生活環境、産業基盤等に影響を与えることが環境権の侵害に当たりダム建設が違法となるというのであれば、ダム建設工事 はすべて違法ということになりかねないのであって、このような影響、変化は法が 当然に予定しているものといわざるをえない。水特法は、これを前提としたうえで、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もつてダム建設を促進するため その基礎条件の変化が著しい地域について、整備事業を実施する等の措置を講ずる 旨を規定しているのである。原告らは、原告らの財産が水没等により失われること をもつて、財産権の侵害として主張するが、ダム建設という公共事業のために私有 財産に対し特別の犠牲郎課される場合には、それに対し原告らも認めているとおり 損失補償がなされるのであつて、そのような犠牲をもたらすからといつて、 設工事そのものが違法となるものでない。なお、原告らは、右の損失補償基準が低 すぎる旨を主張しているが、現段階においては、補償額はまだ確定しておらず、ま た、補償額が適正か否かは、ダム建設工事自体の適法性とは別個の問題として判断 されるべきものである。

第五 証拠関係(省略)

請求原因一の事実(原告らがいずれも岐阜県摂斐郡<地名略>に居住し、同村内にその主張のとおり、土地を所有し、あるいは家屋を賃借して、農業や飲食業を営んでいる者であり、被告が水資源開発公団法により設立され、水資源開発促進法に基づく水資源の開発、利用のための事業を実施する等を目的とする公団であるこ

と。)及び請求原因二の事実(被告が原告ら主張どおり、建設大臣の事業実施計画の認可、公示を経て、<地名略>に原告ら主張どおりの徳山ダムを建設しようとし ていること。)については、いずれも本件当事者間に争いがない。 ところで、本訴は、徳山ダム建設により原告らがその主張する環境権、人格権、財 産権を侵害されるとし、右ダム建設に関し、水特法八条違反、憲法二九条違反ない を保管では高されるとし、インムは、に関し、ホームハネに及び、 ボムールネに及び しは前記の諸権利の侵害それ自体を違法として、行政庁たる被告に対し、いわゆる 無名抗告訴訟として、徳山ダム建設事業の差止を求めるものであることは、原告ら の主張自体に徴して明らかである。右ダム建設事業が行政事件訴訟法三条二項にい う公権力の行使に当たるといえるかどうかについてはしばらく措き、かように、行 政庁に対し、一定の不作為を求める給付訴訟は、裁判所に対し行政庁に代つて不作 為処分を求める結果となるから三権分立の原則に反し、原則的には許されないとい わなければならない。ただ、行政庁が将来行なうこと明白確実な処分について、行 政庁の第一次的判断権を侵害せず、当該差止を認めないと、回復しがたい損害が生 じる恐れがあり、かつ、原告の損害につき、他に適切な救済方法もないときは、かかる訴訟も認められる場合があり得ると解するのを相当とする。しかして、原告ら は、徳山ダムの建設により、いわゆる環境権、人格権、財産権を侵害され、回復し がたい損害を被ると主張するので、以下右各侵害の有無につき判断する。 まず、原告ら主張の環境権についてであるが、環境権なるものは、未だ実定法上の 規定によつて認められた権利でないことはいうまでもない。のみならず、本件にお いて、原告らの主張する一定地域の自然環境破壊の内容自体を検討しても、地域住 民としてその侵害の差止めを請求し得る住民自身の具体的な権利として すべき何らの根拠も見出し得ない。原告らは、環境権の根拠として環境侵害につ き、るる述べているが、当裁判所はこれを採用しない。したがつて、原告らの環境 権の侵害ないし環境破壊自体の侵害を理由とするその主張の如き回復しがたい損害 があるとは認められない。 また、原告らは、徳山ダムの建設により、人格権を侵害されるというが、右ダムの 建設により、原告らの生命、身体の侵害その他健康上の被害を被ることなどについ ては、何らの主張立証もないから、原告らのこの点に関する主張も前同様採用でき ない。 つぎに、原告らは、本件徳山ダム建設工事に関し、被告においては水特法八条に定める生活再建措置を事前に講ずべき義務があり、しかも右措置は憲法二九条に定める正当な補償に該当するというべきところ、これを尽さなかつた違法があり、かく ては同法条により保障された正当な補償なくして財産権を喪失するという損害を被 ると主張するので、以下この点について判断する。 水特法は、ダムまたは湖沼水位調節施設の建設により、その基礎条件が著しく変化 する地域について生活環境、産業基盤等を整備し、あわせて湖沼の水質を保全する ため、水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずること により関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もつてダム及び湖沼水位調節施設の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的とし(水特法 一条)、同法四条、五条では、指定ダム等の建設により水源地域が受ける影響を緩 和するため、水源地域整備計画の策定を、同法六条、七条では、右計画に基づく整 備事業の実施を規定しており、同法八条において、指定ダム等の建設に伴い生活の 基礎を失うこととなる者のための生活再建措置のあつせんについて規定している。 ところで、憲法二九条三項にいう正当な補償とは、公共のために特定の私有財産を ところで、憲法二九条三項にいう正当な補償とは、公共のために特定の私有財産を 収用または使用されることによる損失補償であり、それはあらゆる意味で完全な補 償を意味するものではなく、当該収用または使用を必要とする目的に照らし、社会 的経済的見地から合理的と判断される程度の補償をいうと解すべきであり、本件に おいて、ダム建設に伴い生活の基礎を失うことになる者についての補償も公共用地 の取得に伴う一般の損失補償の場合と異ならず、あくまでも財産権の保障に由来す る財産的損失に対する補償、すなわちその基本は金銭補償であり、本来これをもつ て右にいう合理的な補償というべきであり、かつ、これをもつて足りるところ、これのみでは、財産権上の損失以外の社会的摩擦、生活上の不安も考えられるため、前記水特法の諸規定により、これらを緩和ないし軽減する配慮に出て、財産上の損 失、補償とは別にとくに水特法八条において、生活再建措置のあつせん規定を定め たものであり、要するに右規定は関係住民の福祉のため、補償とは別個に、これを 補完する意味において採られる行政措置であるにすぎないと解すべきである。

わち、右生活再建措置のあつせんは、憲法二九条三項にいう正当な補償には含まれず、したがつて、これが懈怠による何らかの損害を観念し得るとしても、それをも

つて、憲法二九条違反による損害といえず、無名抗告訴訟として本件ダム建設行為 差止の根拠となし得ない。この理は、水特法八条所定の生活再建措置のあつせん は、ダム建設を前提としながらも、水特法が右あつせんにつき個人の具体的事情に 応じて、場合により長期にわたりなされる生活再建措置のあつせん努力のいかんを でして、場合により長期にわたりなされる生活再建措直のあってん努力のいかんをもつて、ダム建設自体を許さないとすることを予定しておらず、ダム建設の進捗自体とは別個の場面で考慮されると解されることに照らしても首肯することができる。以上の解釈は、また、同条にいう生活再建措置のあつせんの実践運用面を考慮しても是認し得るところである。すなわち、水特法八条が定める生活再建措置は、同条各号に列挙するところを見れば、土地の取得から職業訓練、さらには移住先の環境整備に至るまで広範囲かつ多岐にわたる内容を有するものであり(しかも、土地の取得なたの表表で大力である。 地の取得ひとつをとつてみても、物件の捜索、資金の確保等様々の行為を必要とす る。)、同条で義務が課せられている行為の対象は、具体的な法律上の義務にはな じまない包括的なものといわざるを得ず、また、その内容が多岐であることは、「あつせん」という行為についても同様であつて、何をもつてあつせんというのか一義的に解することは困難であり、生活の基礎を失うこととなる者の申出に基づき行なう生活再建措置のあつせんといつても、申出があつたからといつて、直ちにこれなるのではない。 れをそのまま履践できるものばかりではないのであつて、その申出の内容がそれ自 体客観的に不可能である場合はもちろんのこと、たとえ申出のあつた行為そのもの が必ずしも不可能とはいえなくても、それによつては生活再建が困難と判断される 場合にまでそのあつせんをすべきものとはいえないからである。しかも、あつせん は、事柄の性質上第三者の介在を予定し(水特法八条は、同条の義務の主体が直接土地等を提供したり住民を雇用することを要求しているのではなく、第三者による土地の提供や雇用についてあつせんすることを規定している。)当事者間(関係住民と第三者)の合意の如何によつてその成否が決せられるものである上、広範囲多 岐にわたる内容を有し、その性質からしても単に一関係機関のみの努力では、自ら 限界があり、その目的を達し難い面もあるところから、同条では、あつせん努力義 務の主体を関係行政機関の長、関係地方公共団体及び指定ダム等を建設する者等関 係住民の生活再建のため尽力しうる立場のすべての機関とし、これら複数関係機関 が協力して努力すべき旨を定めているのである。そして、以上の諸点からすると、あつせん努力義務はもともと法律上の義務にはなじまない性質を有するものといえるのであり、水特法八条の規定形式自体も「あつせんに努めるものとする。」と規 定するに止まり、生活再建措置のあつせんが必ずしも申出のとおりには履践しがた いこと、あつせんという行為それ自体その成否の不確実性を内包するものであつ その義務の限界をあつせんの努力義務に止めているものと解せられ、つまると ころ、同条は憲法二九条にいう正当な補償を実現すべきための法律上の義務を規定 こつ、同来は悪法一九米にいう正当な団関で大流す、これの公は「エンスパーという」というではないといわざるを得ない。なお、原本の存在とその成立に争いのない 乙第一号証、第八ないし第一〇号証によれば、以上の解釈は国会における水特法の 立法過程での審議における立法者の意思も、訓示規定であつて法律上の義務ではないこととされていることが認められることによつても明らかである。もつとも、右 法文上、生活再建措置のあつせんがダム建設工事の事前の措置としては規定されて これをなすべき時期についてもダム建設工事の開始若しくはダムの完成ま でになされなければならないという制限はないところ、あつせんの対象となる事柄 如何によつては、生活再建措置の申出があつたときは、可及的速かにあつせん措置 に出るのが望ましいが、ひつきよう行政上の努力義務である以上、右あつせんの時 期如何をもつて、以上の判断を左右しない。 以上説示したところによれば、水特法八条に定める生活再建措置のあつせんとダム 建設それ自体とは別個の問題であり、同条所定の義務は、関係行政機関の長、関係 地方公共団体及び指定ダム等を建設する者等に課せられた行政的な責務を定めたに であるためになるではない。 すぎず、結局その義務違反をもつて、原告らが主張する如き憲法二九条にいう正当な補償なくして財産権を喪失することには当らず、したがつて、あつせん義務懈怠の有無を問うまでもなく、その主張の如き回復しがたい損害があるとはいいがたい(右行政上の努力義務懈怠の場合、これにより原告らにとつて何らかの損害が考えられるとしても、前説示のとおりあつせん行為がダム建設自体とは別の場で考慮されるとよりである。 れるべきものであるから、努力義務の懈怠ひいてそれによる損害の有無を探究する までもなく、本件ダム建設行為差止請求の根拠となし得ないこともちろんであ る。)

叙上によれば、原告らについては、徳山ダム建設により回復しがたい損害を被ると はいいがたいから、その余の点について判断するまでもなく、いわゆる無名抗告訴 訟としてこれを許容し得るに由なく、本訴は不適法と断ぜざるを得ない。 以上の次第で、原告らの本件訴えは、不適法として却下すべきものとし、訴訟費用 の負担につき民事訴訟法八九条、九三条を適用して主文のとおり判決する。 (裁判官 菅本宣太郎 三宅俊一郎 水谷正俊) 物件目録(省略)